

議案第27号

佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。次条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(佐野市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、佐野市

情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年佐野市条例第 号）第2条に規定する佐野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例を制定し、又は改廃しようとするとき。
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとするとき。
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（佐野市個人情報保護条例の廃止）
- 2 佐野市個人情報保護条例（平成17年佐野市条例第9号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であつた者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）に係る秘密を漏らしてはならない義務及び旧条例第3条第3項の規定による職務上知り得た旧個人情報に係る秘密に該当しない旧個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関から受託した旧条例第8条第1項に規定する個人情報取扱事務（以下「旧個人情報取扱事務」という。）に従事している者又は附則第2項の規定の施行前において当該旧個人情報

取扱事務に従事していた者に係る旧条例第11条第3項の規定によるその事務の処理に関して知り得た旧個人情報に係る秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

5 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第11条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う市の公の施設の管理に係る業務に従事している者又は附則第2項の規定の施行前において当該公の施設の管理に係る業務に従事していた者に係る同条第3項の規定による当該業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第14条又は第24条の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第23条に規定する費用負担を含む。）及び訂正等については、なお従前の例による。

7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為並びに附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧条例の廃止後にした附則第3項及び第4項に規定する義務に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、法第176条の規定の適用を受けた場合においては、この限りでない。

（佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

8 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐野市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第5号中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。次条において同じ。）」を加える。

第10条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施し、及び佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に係る個人情報及び情報を適正に管理しなければならない。

理 由

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行について必要な事項を定めるため本条例を制定したいので提案するものです。